

製造業向け説明会

防ごう！ はさまれ・巻き込まれ災害 行動災害
進めよう！ 現場のキーマン 現場管理者の育成

～ 和気署管内の製造業の災害発生状況と取組事項について～

令和6年11月19日（火）
和気労働基準監督署

説明会のテーマ

1 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害への対策

リスクアセスメントの実施
人に依らない、本質的な安全対策、工学的な安全対策

2 作業の反復・繰り返し、無理な作業方法・作業姿勢による災害（行動災害）への対策

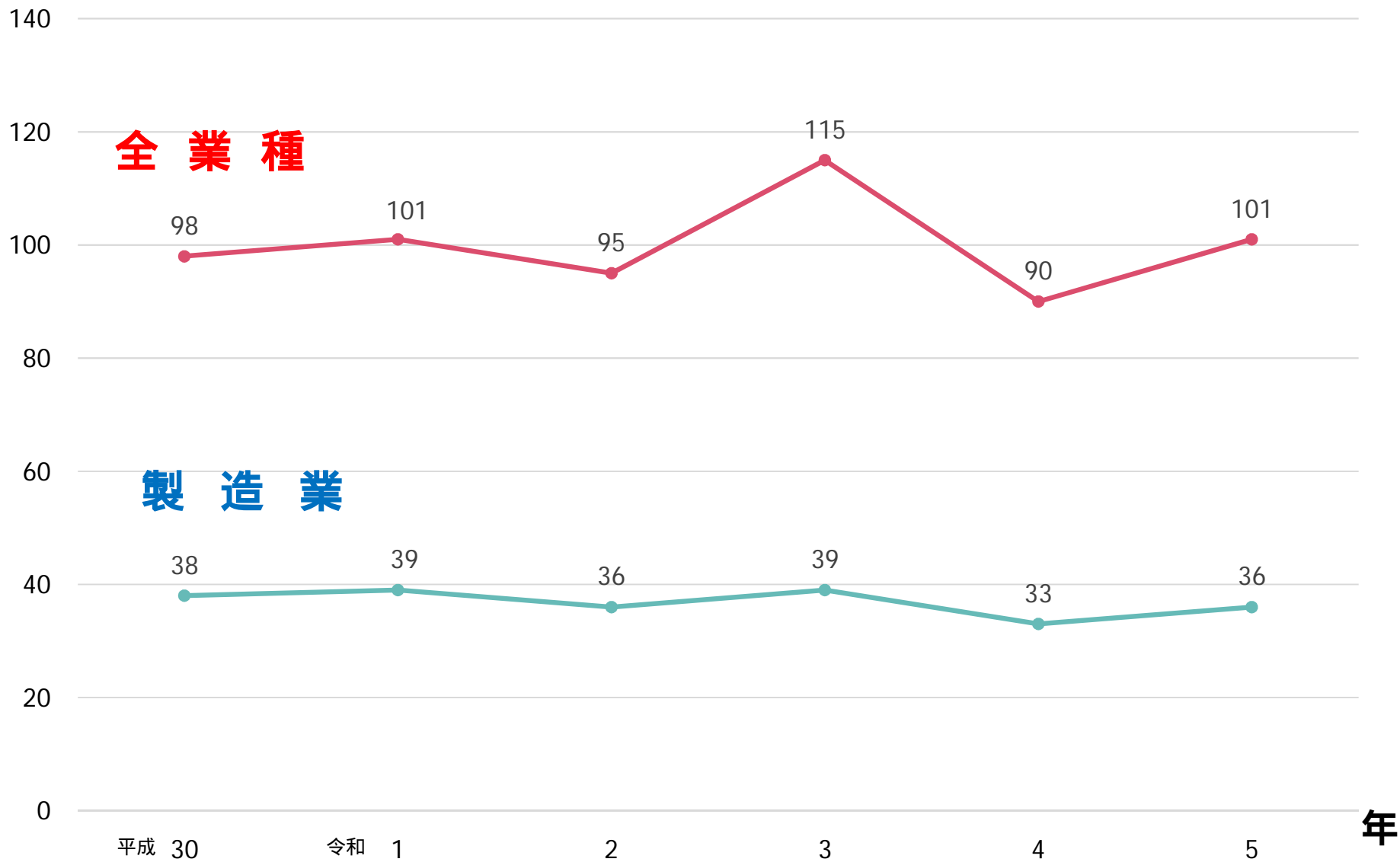
注意喚起に留まらず、身体的負荷、精神的負荷を考慮した
作業方法・作業環境の改善

3 計画的・継続的な安全教育の実施 現場管理者を中心とした安全衛生水準の向上

未熟練者、高齢者など特性に応じた安全教育を実施
現場管理者の育成・能力向上

平成30年度～令和5年度の和気署管内の死傷災害の件数の推移

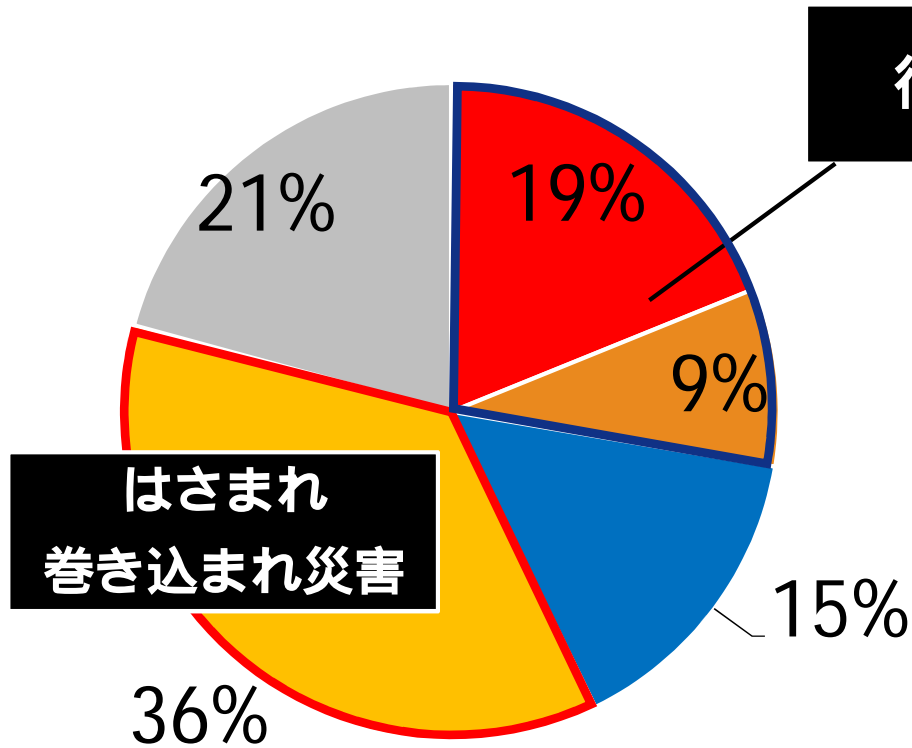
死傷災害件数



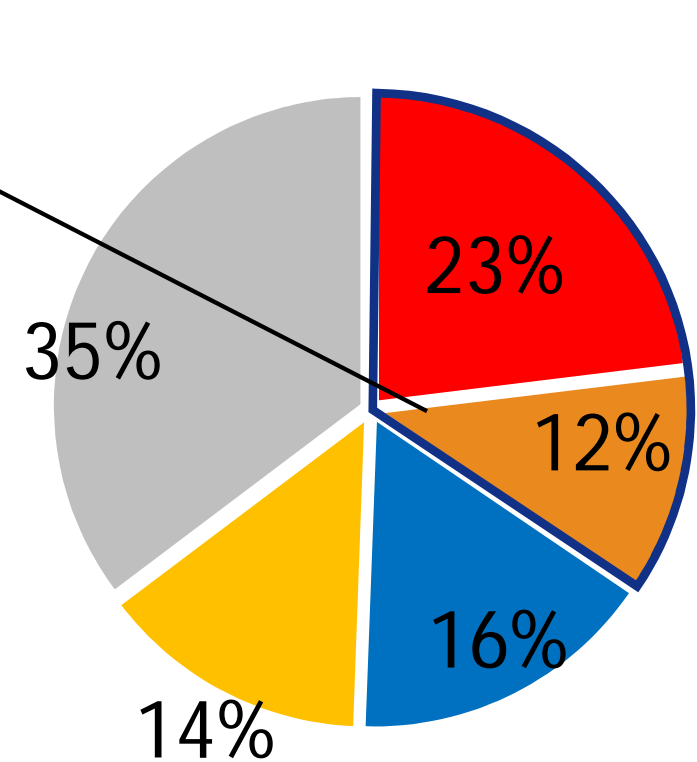
← 第13次労働災害防止推進計画期間 → 第14次 →

第13次労働災害防止推進計画期間中（平成30年度～令和4年度） 和気署管内の事故の型別の死傷災害の割合

製造業



全業種



- 転倒
- 動作の反動、無理な動作
- 墜落・転落
- はさまれ、巻き込まれ
- その他

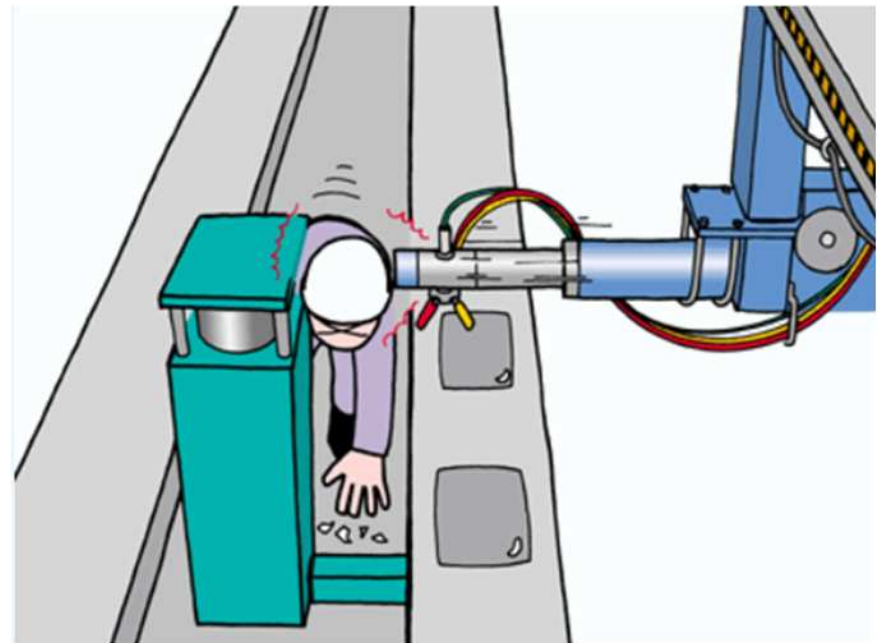
労働災害事例 事例 1

産業用ロボットの可動範囲内に立ち入り、マニプレータに挟まれる

発生状況

製造ラインのコンベヤ内にあった破片を取り除く作業中、産業用ロボットのマニプレータに作業者が挟まれたもの。

被災者は、コンベア内に破片があることを発見したので、コンベアに接近し、破片を取り除いていたところ、稼動中の産業用ロボットのマニプレータと減速機の間で頭部をはさまれたもの。



＼職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

労働災害事例 事例 1

産業用ロボットの可動範囲内に立ち入り、マニプレータに挟まれる

原因

- 1 産業用ロボットの運転を停止しないで、産業用ロボットの可動範囲内に入って破片を手で取り除いたこと
- 2 稼働中の産業用ロボットとの接触を防止するための安全柵、囲い等が設けられておらず、可動範囲内に入った場合に、駆動源が遮断される安全マット等もなかったこと
- 3 運転中の産業用ロボットの可動範囲内に立ち入る場合の作業手順の作成、安全教育の実施がなされていなかったこと

対策

- 1 運転中の産業用ロボットの可動範囲内に立ち入る場合には、運転を停止するとともに、駆動スイッチが他の者によって操作されないようにすること
- 2 産業用ロボットの可動範囲の外に、産業用ロボットのマニプレータ等との接触を防止するための安全囲い等を設置すること
- 3 運転中の産業用ロボットの可動範囲内に立ち入る場合には、入口に駆動源を遮断できる安全マットの敷設等を行うこと
- 4 運転中の産業用ロボットの可動範囲内に立ち入って作業を行う場合の作業規程の作成などを行い産業用ロボットの不意の作動による危険を防止するための教育を行うこと

労働災害事例 事例 2

チョッパーの稼働中に手を入れ、スクリーフィーダーに巻き込まれた

発生状況

原料をベルトコンベアーでチョッパー(原料をすり潰す機械)に自動投入していた際、機械に原料が詰まり、これを解消しようとした被災者は、チョッパーの運転を停止しないまま機械に手を差し入れたところ、思いの外深く手が入り、スクリーフィーダーに巻き込まれ、手首を切断した。



＼職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

労働災害事例 事例 2

チョッパーの稼働中に手を入れ、スクリーフィーダーに巻き込まれた

原因

- 1 チョッパーのホッパー内部に、手がスクリーフィーダーに届かないようにする格子等のガードが取り付けられていなかったこと
- 2 チョッパーの動力を停止しないまま、詰まりを解消する調整作業を行ったこと
- 3 被災者は未熟練作業者であったにもかかわらず、管理者不在の時間が多く、現場の作業状況を十分に把握した安全管理が行われていなかったこと
- 4 詰まりを解消する等、不具合時の調整作業の作業標準が定められていなかったこと

対策

- 1 ホッパー内部に、手がスクリーフィーダーに届かないようにする格子等のガードを設置すること
- 2 チョッパーの調整作業を行う際は、機械の運転を完全に停止させること。
- 3 管理者は現場の作業状況を十分に把握し、これに基づいた安全管理を行うこと。
- 4 取り扱う食品機械の危険性について教育を実施すること。
- 5 調整作業等非定常作業にかかる作業標準を定めること。

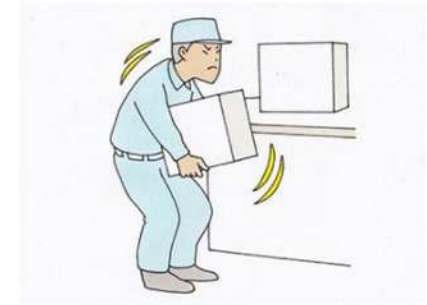
労働災害事例 事例 3

原材料を持ち上げる作業を繰り返していたところ、腰椎骨折を引き起こした

発生状況

被災者は、原材料（約10kg）を毎日十数回程度、床から腰の高さまで持ち上げる作業を行っていたところ、急激な腰部の痛みが生じた

腰部に負担がかかり続けたことによる「疲労骨折（腰椎骨折）」と診断された



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

原因

- 1 原材料が床に置かれていたため、腰部に過度の負担がかかる動作を、日常から行っていたこと
- 2 作業にあたり、適切な動力装置等により自動化するなど、人力の負担を軽減していなかったこと

対策

- 1 原材料置き場の高さを腰の高さにすること
- 2 重料物を移動させるときは、ローラーコンベアやリフト付きの台車等を活用した自動化を図ること
- 3 自動化がなされないうちは、「複数人で持ち上げる」といった対策を行うこと
- 4 作業者に対人関係や時間的切迫等によるストレスがないか、適宜チェックすること
- 5 労働衛生教育、腰痛予防体操、腰痛健康診断等を実施すること

機械へのはさまれ、巻き込まれ災害を中心に対策を！

「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく
リスクアセスメントの適切な実施

非定常作業における安全衛生対策の徹底

機能安全の推進による機械等の安全水準の向上

安全な作業手順の見える化と作業手順の遵守に
向けた定期的な安全衛生教育の実施

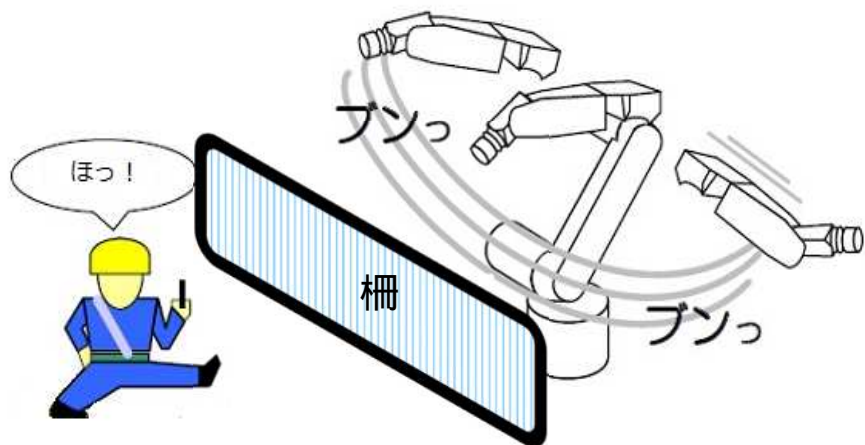
機能安全の推進による機械等の安全水準の向上

従来の機械式の安全装置に加え、新たに機械等に電気・電子・プログラマブル電子制御の機能を付加することにより、当該機械等による労働災害のリスクを低減するための措置（機能安全）を活用した機械等の安全確保

従来の規制
(物理的防護・資格者による点検等)

導入後

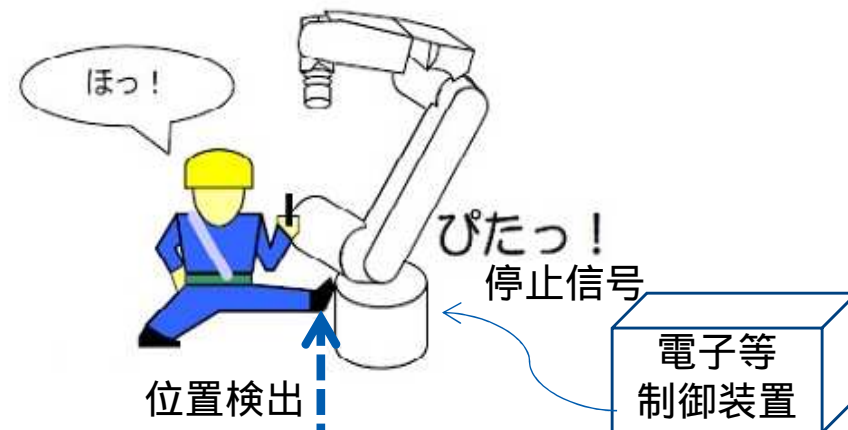
機能安全導入後の規制
(新たに制御の機能を付加することによる安全確保)
安全性を損なうことなく生産性の向上を実現



産業用ロボットの周囲の柵等の設置
(人とロボットは協働不可)

導入後

電子等制御による
ロボットの自動停止機能
(人とロボットの協働可)



電子等制御の信頼性の水準
(安全度水準)の認証が前提

機能安全による機械等
の安全確保について



安全な作業手順の見える化と作業手順の遵守に向けた定期的な安全衛生教育の実施

和気労働基準監督署からのお願い

管内の事業場の皆様へ 人材を育成して安全衛生水準向上を!! <計画的・継続的に安全衛生教育を実施してゼロ災害>

誰もが働きやすい安心・安全な職場を確保するには、労働安全衛生法に基づく雇入時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育及び健康教育はもとより、事業場で働く全ての労働者に対して、それぞれの階層、役割等に合わせた必要な教育を計画的・継続的に行っていただく必要があります。

注意!! 必要な教育や計画的な人材育成を行っていないと…

作業を行う労働者やその作業を直接指揮・監督する管理者が、安全衛生についての知識や技能を十分に有していないと、**安全衛生対策の実効性をあげることができません。**安全衛生についての知識、技能を十分に持たないまま、誤った方法や姿勢等で作業を行ってしまうと、**けがや健康障害が発生してしまいます。**

また、作業を直接指揮・監督する管理者が求められている役割を十分果たすには、**安全衛生についての知識や技能だけでなく、コミュニケーション能力や指導力等も必要**となってきます。和気署管内でも、必要な教育や計画的な人材育成を行っていないことが、災害発生の一因となっている労働災害が多数発生しています。

【ケース1】有害作業従事者への教育未実施
製造業。塗装作業に従事する作業員に対して取扱物質の有害性、保護具の適切な着用方法等を**教育しておらず**、不織布マスクの上に防毒マスクを装着して作業して**有機溶剤中毒**。

【ケース2】新任管理者への職長教育未実施
製造業。ベテラン管理者を人員不足となった別の製造部署に異動させた後、管理経験のない新任管理者を配置。**職長教育未実施**。安全管理水準が低下している状況下で災害発生。

化学物質の自律的管理が始まっています!!

現場責任者の役割が果たされていますか?

【イメージ図】



有害作業を行わせる際、何故ルールを遵守しなければならないのか、ルールを遵守しないとどうなるかという影響があるのか等が理解されるまで、繰り返し教育を実施しましょう。化学物質の自律的管理も始まっています。

【イメージ図】



管理経験がない新任管理者を配置する際は、配置前から教育・訓練等で育成し、配置後は事業場が管理者に求める役割が十分果たせるようになるまで、事業場として適切にフォローしましょう。

【参考 裁判例】介護事業場 安全衛生教育未実施で損害賠償

岡山県外の事案ですが、介護事業場での介護ヘルパーの介助時の負傷について安全衛生教育が十分でなかったとして、使用者の安全配慮義務違反で、事業場に対して損害賠償金の支払いを命じた裁判例（H21年地裁判決）もあります。

教育計画を作成して、計画的・継続的に教育を実施しましょう!!

- まずは事業場における安全衛生管理上の課題・問題点等を踏まえ、誰もが健康で安心・安全に働くことができる職場とするためには、「いつ」「誰に」「何(教育内容)」を「どのように(方法・教材等)」実施すれば良いか検討した上で、**教育計画を作成**しましょう。
- 計画は、将来的な体制を見越して、**中長期的な計画も立て**ましょう。
- 計画は、教育の実施状況やその効果を評価し、**適宜、見直し**しましょう。
- 計画に基づき確実に実行できるような**責任者や担当部署を決め**ましょう。
- 安全衛生教育を実施した際は**実施結果を記録・保存**しましょう。

転倒災害等行動災害防止には筋力維持・健康保持等の教育も必要です。作業員間の意思疎通に問題がある職場はコミュニケーション能力向上教育等で職場改善を。

いつ	誰に	何を(教育内容)	どのように
<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時 作業内容変更時 経年教育 役職就任時 等 定着するまで継続し 	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣 各層管理者 作業員 教育担当者 等 欠員とならない様に 	<ul style="list-style-type: none"> 法定資格・教育 能力向上 管理・指導力向上 危険感受性向上 健康保持増進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 講義方式 参加型 討議方式 体験型、実演 外部講習・セミナー 等



労働者一人ひとりの安全衛生意識や現場の安全衛生水準を向上させるためにも

労働者を直接指揮、監督する者の管理能力向上、次候補育成を!!

職長等、現場において労働者を直接指揮、監督する者は現場での災害防止のキーマンです。職長らの作業管理等の職務履行が、現場の安全衛生意識や安全衛生水準を大きく向上させます。職長教育や能力向上教育が求められる業種だけでなく、すべての事業場において、作業管理等を担う現場のリーダーに必要な力量が身に付くよう管理能力向上教育を実施しましょう。計画的に次のリーダー候補者も育成していきましょう。

- 期待される役割 (①先取りの安全衛生管理、②情報管理(上司と部下とのパイプ役)、③部下の育成)をより一層レベルアップさせて果たす能力
- 中心メンバーとして実施する安全衛生活動(職場巡視、危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント等)を的確に果たす能力 など

厚生労働省HP「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」他業種の方も参考してみてください。

厚生労働省HP「次代の安全の中核を担う人材育成好事例集」

建設業、製造業における次代の安全の中核を担う人材育成好事例の情報を掲載しています。他業者の方も参考してみてください。

災害が増加傾向にある「転倒」「動作の反動・無理な動作」災害の防止のためにも 未熟練労働者、高齢労働者など、それぞれに応じた教育を!!

作業に不慣れで危険感受性も低い未熟練労働者、加齢等で身体能力等が低下した高齢労働者が被災しないように、作業者の特性に応じた教育を実施しましょう。一緒に働く管理者や周りの労働者にも作業者の特性に応じて配慮すべき事項等の教育を実施しましょう。

◇令和5年労働災害 経年数別



厚生労働省HP「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」雇入れ時や作業内容変更時等の教育の参考に。

厚生労働省HP「高齢労働者の安全衛生対策について」高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育を。

厚生労働省HP「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」

和気労働基準監督署 (0869-93-1358)

(R06.06)

第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度） 和気労働基準監督署版における行動災害防止について

従来の4Sなどの一般的な対策に加えてさらに踏み込んだ対策を！

【ハード（物的）対策】

- ・ 段差や凹凸の解消
4Sの徹底
- ・ 転倒リスク箇所の
「洗い出し」「見える化」
- ・ 負担軽減の為の省力化設備
の導入など

**災害を発生させる環境要因
の解消**

【ソフト（人的）対策】

- ・ 転倒・腰痛予防教育
- ・ 労働者毎の転倒・腰痛等
のリスクチェックの実施
- ・ 職場エクササイズや
ストレッチの実施 など

**個人的要因にも配慮した
対応の促進、
事業者・労働者の意識改革**

【ハード（物的）対策】

1．段差や凹凸の解消、4Sの徹底

段差や凹凸の解消

床面の穴や凹凸、危険な傾斜、滑りやすい床材は補修・改修を検討しましょう。

4Sの徹底

整理

必要なものと不要なものを区分し、不要なものを処分する。

整頓

必要なものを、決められた場所に片付ける。

清掃

汚れや水濡れなどが無い状態にする。

清潔

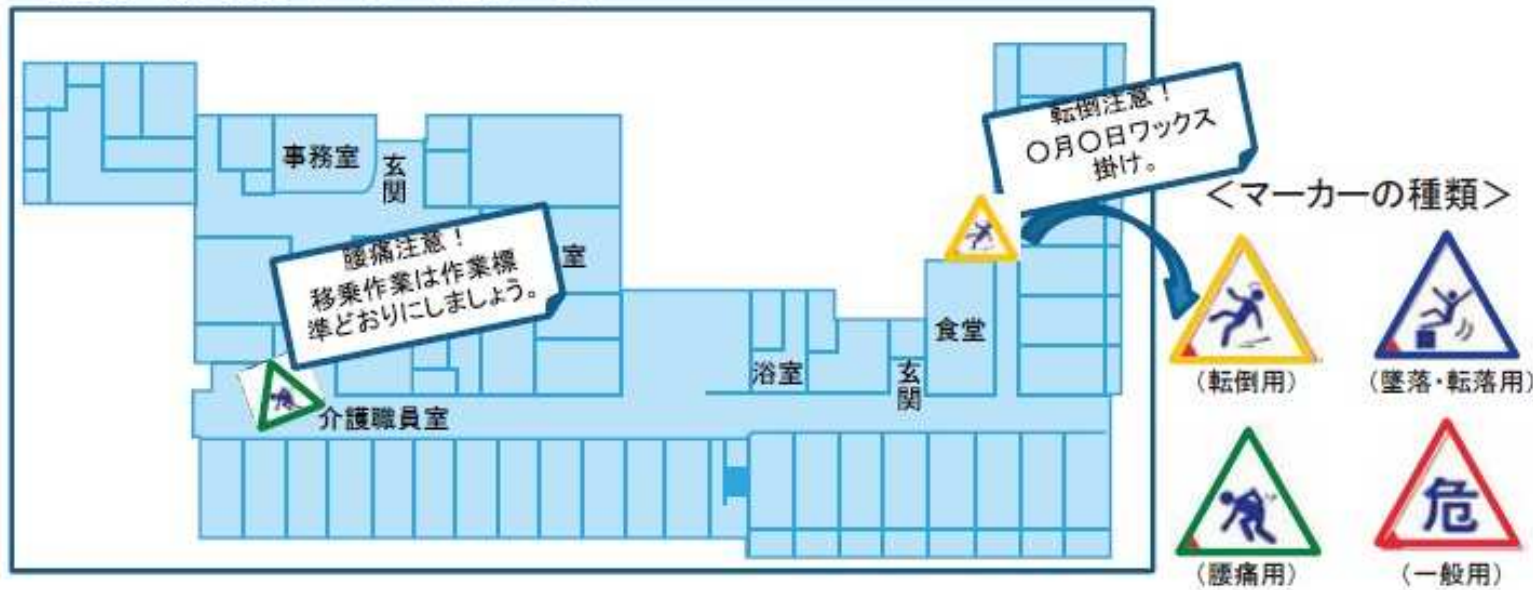
職場をきれいにした状態を維持する。作業者自身も身体、服装、身の回りをきれいな状態にしておく。

【ハード（物的）対策】 2. 転倒危険箇所の「洗い出し」「見える化」

職場の危険マップを作成し、危険情報を共有する

転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、
注意喚起する。

<危険マップ及びマーカのイメージ>



転倒危険！

[コメント]
〇〇場所は濡れていることが多いので注意

職場の安全サイト
転倒災害防止対策の推進について



【ハード（物的）対策】

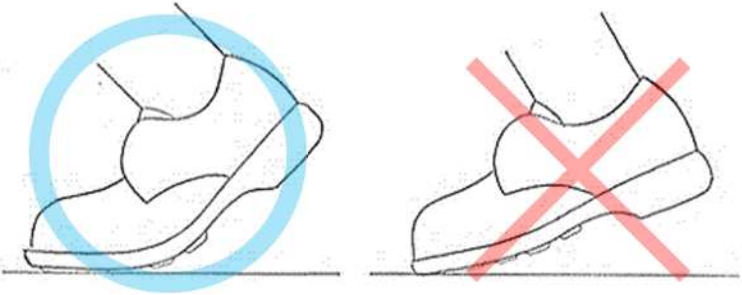
3. 作業に適した靴の導入

靴底の耐滑性を上げることで「滑り」と「踏み外し」のリスクを下げるすることができます。「つまずき」も、靴底の構造によって、ある程度の効果を出すことができます。ただし、滑りにくいことが、かえってつまずきの原因になる場合があるなど、作業現場によって有効な安全靴・作業靴は異なりますので、メーカーや販売店とよく相談しましょう。

ポイント

靴の屈曲性

屈曲性が悪いと、足に負担がかかる上に、擦り足になり易く、つまずく原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりやすく、擦り足になり易く、つまずく原因となります。

靴の重量バランス

重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくくなり、擦り足になり易く、つまずく原因となります。



つま先部の高さ

つま先部の高さが低いと、ちょっとした段差にもつまずき易くなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

靴底の耐滑性は、職場の床の滑り易さの程度に応じたものとする必要があります。滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。



【ソフト（人的）対策】

1. 転倒・腰痛予防教育

行動災害の発生原因の一因として、管理者や労働者が転倒や腰痛に関する知識・意識が薄いことがあげられます。

管理者、労働者一人ひとりが、転倒や腰痛について理解し、対策の重要性を理解した上で取り組むことが大切です。

厚生労働省のHPなどで公開されている啓発資料、リーフレット、動画などをご紹介しますので、社内教育にご活用ください。



転倒予防・腰痛予防の取組



【ソフト（人的）対策】

2. 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策

高齢者の就労が一層進むと予測される中、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。高年齢労働者の安全と健康確保のため、厚生労働省は高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン、通称「エイジフレンドリーガイドライン」を策定、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示しています。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

エイジフレンドリー職場を目指すということは、全ての労働者が安全で健康に働ける快適な環境を整えることにもなります。

エイジフレンドリーガイドラインのポイント（抜粋）

事業者求められる取組

高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能な高年齢労働者労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

【具体的な取組】

- (1) 安全衛生管理体制の確立等
- (2) 職場環境の改善
- (3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- (4) 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- (5) 安全衛生教育

労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

【具体的な取組】

- ・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- ・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

厚生労働省HP「高年齢労働者の安全衛生対策について」エイジフレンドリーガイドライン、エイジフレンドリー補助金、高年齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレット等の情報を提供しています。



【ソフト（人的）対策】

3．労働者毎の転倒・腰痛等のリスクチェックの実施

身体機能が低下すると、自分では大丈夫と以为っていても気がつかないうちに転倒しやすい状態になっている場合があります。

筋力、敏捷性、静的バランスなど、現在の身体の状態を確認してみましょう。

＼職場の安全を応援する情報発信サイト／

職場のあんぜんサイト 身体的能力のセルフチェック



厚生労働省では「職場のあんぜんサイト」を開設し、労働安全衛生の有効な情報等を発信しています。その中の「STOP！転倒災害プロジェクト」において、筋力、敏捷性、静的バランスなど、現在の身体の状態を簡単なチェックで確認できる方法が掲載されています。

2ステップテスト [歩行能力・下肢筋力]

座位ステップテスト [下肢の敏捷性]

ファンクショナルリーチ [動的バランス能力]

閉眼片足立ち [静的バランス能力]

開眼片足立ち [静的バランス能力]

【ソフト（人的）対策】

4．職場エクササイズやストレッチ等の実施

加齢により筋肉の低下はもとより反射神経の衰えや骨強度の低下も伴って、転倒するリスクや骨折して事故が重篤化するリスクが増大します。

転びにくい、転んでも骨折しにくい身体作りのために「転倒予防体操」やラジオ体操を積極的に行うことなどによって、健康的な身体作りを心がけましょう。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

SAFEコンソーシアムポータルサイト

毎日3分でできる
「転びにくい体をつくる職場エクササイズ」

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/movie/>



職場における転倒・腰痛予防対策動画



小売業向けエクササイズ動画



社会福祉施設向けエクササイズ動画



飲食店向けエクササイズ動画

【ソフト（人的）対策】

5. 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進

一般的な腰痛予防対策

労働衛生管理体制

作業管理

- 補助機器等による作業の自動化・省力化
- 作業姿勢・動作、服装、作業の実施体制等の改善
- 作業標準の策定
- 休憩時間・作業量の管理、作業の組合せ

作業環境管理

- 温度、照明、作業床面、作業空間等の改善

健康管理

- 腰痛の健康診断の実施（配置時、定期）
- 腰痛予防体操の実施
- 腰痛による休業者が職場復帰する際の措置

労働衛生教育

- 腰痛予防のための労働衛生教育の実施（配置時等）

〈リスクアセスメント等〉

- 腰痛発生要因のリスクアセスメントの実施、その結果に基づく適切な腰痛予防対策の実施
- P D C Aサイクルにより、継続的・体系的な腰痛予防対策の推進

作業態様別の対策

〈重量物取扱い作業〉

- 動力装置、補助機器等による作業の自動化・省力化
- 重量の制限（満18歳以上の男性は体重の40%以下、女性は男性が取り扱う重量の60%程度）
- 荷姿の改善、重量の明示
- 作業姿勢・動作の改善

〈立ち作業〉

- 労働者の体型を考慮した作業機器や作業台の配置
- クッション性のある靴やマットの利用

〈座り作業〉

- 労働者の体格に合った椅子の使用
- 労働者が不自然な姿勢とならない範囲に作業対象物の配置
- 直接床に座る作業の回避

〈福祉・医療分野における介護・看護作業〉

- 福祉用具の利用（介護ロボット等機器・道具）
- 作業姿勢・動作の改善（原則、人力による人の抱上げは行わせないこと等）
- 具体的な作業を想定したリスクアセスメントの実施等

〈車両運転等の作業〉

- 座席の改善、運転時間の管理
- 長時間運転した後に重量物を取り扱う場合、小休止・休息やストレッチを行った後に作業を行わせること
- 具体的な作業を想定したリスクアセスメントの実施等

高年齢労働者の労働災害防止対策について (第170回労働政策審議会安全衛生分科会資料)

第169回
提出資料

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている(48.1%)。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

出典：令和5年労働安全衛生調査

高年齢労働者の労働災害防止対策について (第170回労働政策審議会安全衛生分科会資料)

第169回提出資料
に下線部分追記

高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

論点 高年齢労働者の労働災害防止対策の考え方

- **高年齢労働者の就業者数及びその割合の増加**により、高年齢労働者の**労働災害が増加**している。
- 労働安全衛生法第62条では、措置として「中高年齢者」に対する「**適正な配置**」のみが求められているが、高年齢労働者については、職場環境・作業の改善の取組等を促していくため、**措置内容の範囲を広げる**ことが適当ではないか。
- このため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)において求められているような対応※を**企業の努力義務とした上で**、現在のガイドラインについて**法律上の根拠を与えること**でその**適切かつ有効な実施**を図ることが適当ではないか。

※ 例えば、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の措置

労働安全衛生関係の一部手続きの電子申請義務化

令和7年(2025年)1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告や各種健康診断結果報告等について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

これまで...

- ・パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



令和7年1月1日以降報告受付分から...

- ・原則、パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



電子申請での報告のメリット

- ☑ その1 **「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単!**
 - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
プルダウン選択によりコード入力が可能
保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ その2 **スマートフォン、パソコンから報告可能!**
 - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ その3 **時間短縮!**
 - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ その4 **郵送費がかからない!**
 - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」